

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## パート収入103万円が目安

**Q**：妻がパートで仕事をするようになりましたが、年収が一定額をオーバーすると控除が受けられないと聞きました。

妻の年収はどの程度におさえておけばよいのでしょうか。

**A**：妻自身に所得税がかからず、夫に配偶者控除の適用があるのは、103万円以下の場合です。

### 【解説】

パート収入は原則として給与所得に該当し、所得税及び住民税の課税対象になります。したがってパートの年収から給与所得控除額65万円を差し引いた残額が、所得税で38万円、住民税で34万円を超えなければ、課税されません。

つまり、パートの年収が99万円以下なら所得税及び住民税とも非課税となり、103万円以下なら所得税のみが非課税となります。

上記は、妻自身に対する税金ですが、妻がパートに出た場合には、夫の税金にも影響します。

現在の所得税法では、妻のパート年収が103万円以下なら配偶者控除38万円が受けられます。また、夫の所得が1,000万円（給与収入ではおよそ1,231万円）以下で、しかも妻の年収が141万円未満なら配偶者特別控除（パート年収に応じて38万円まで）が受けられます。しかし、1円でも限度額をオーバーするとそれぞれ控除失格になってしまいます。

このようなことから、妻のパート収入は、103万円が一つの目安といえそうです。

